

「高齢受給者証の負担区分について」

①提出いただく書類（AかBのどちらかをご提出ください）

A. 令和3年度 市民税・府民税納税通知書および課税明細書

B. 令和3年度 市民税・府民税課税（所得）証明書

★所得等の確認ができない場合（書類の不備、未提出等）は、負担割合3割となります

②各所得区分の負担割合及び判定基準について

●毎年8月更新（世帯構成が変更となった場合は再判定）

判定基準（世帯ごとに判定）	負担割合
次のいずれかに該当する世帯 （ア）70歳～74歳までの被保険者の住民税課税所得（注1）が 145万円未満 （イ）70歳～74歳までの被保険者の算定基礎額（注2）の合計額が 210万円以下	2割
現役並み所得者 上記（ア）、（イ）に該当しない世帯	3割

注1 住民税課税所得とは、年収から必要経費や各種控除を差し引いた金額です。

注2 算定基礎額とは、総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した金額です。

③収入による再判定によって、負担区分が変更となる場合があります（※要申請）

住民税課税所得での判定で3割負担となったかたでも、下表の「収入による再判定」の基準に該当する場合は、申請により負担割合が2割に変更になります。

該当する場合は申請をして下さい。

収入による再判定

70歳～74歳までの被保険者の人数	対象者全員の収入額合計（控除前の総収入金額合計）	再判定後の負担割合
1人の場合（注1）	383万円未満	2割
2人以上の場合	520万円未満	2割

注1 ただし、383万円以上でも、同一世帯で後期組合員のかたがいる場合には、そのかたの収入を含めて、2人以上の場合として判定できます。

【申請に必要な書類】

- ・国民健康保険基準収入額適用申請書（小売こくほへ申請用紙を依頼してください）
- ・事業収入・給与・公的年金収入等、すべての収入が確認できる書類

お問い合わせは 大阪府小売市場国保組合(資格係) TEL:06-6942-1691 まで